

令和7年度尾道市就学援助受給申請のお知らせ

令和7年1月

尾道市教育委員会

尾道市教育委員会では、家庭の事情に応じて、学用品費や学校給食費など学校で必要な費用の一部を援助する制度があります。援助の内容については、変更の可能性もありますのでご了承ください。

1 援助を受けることができる人（次のいずれかに該当する人）

区分	申請理由	注意事項
1	生活保護を受けている人	必ず申請してください。
2	生活保護が停止又は廃止になった人	令和6年4月2日～令和7年3月31日の間に限ります。
3	市民税が非課税の人(地方税法第295条)	令和7年1月1日時点で尾道市に住民票を置き、学生を除く16歳以上の方の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
	市民税が減免された人(地方税法第323条)	
	個人事業税が減免された人	
	固定資産税が減免された人(地方税法第367条)	
4	国民年金の保険料が免除された人(国民年金法第89条・第90条)	20歳以上の同居者全員がこの理由に該当している必要があります。
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された人(国民健康保険法第77条)	
6	児童扶養手当を受けている人	児童手当・特別児童扶養手当は除きます。『申請中』では申請できません。
7	生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)を提出してください。
8	雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)を提出してください。
9	経済的に困っている人 (令和6年分の世帯総所得金額が市の基準を下回る世帯)	同一世帯の合計所得金額で判定します。 なお、当制度においては、次の人も「同一世帯員」とみなします。 ・世帯を分けている(世帯分離の)同居者 ・単身赴任中の家族

2 申請の方法

援助を希望する人は、就学援助費申請書に記入・押印のうえ、必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校へ提出してください。
令和6年度に就学援助を受けている人も、再度申請が必要となります。申請書記入例を参考にしてください。

申請受付期間	在校生	令和7年3月14日(金)まで	在籍する学校へ申請書等を提出してください。
	新入生	令和7年4月14日(月)まで	

3 必要書類

次の方は必要書類を提出してください。

対象者	必要書類
生活福祉資金の貸付を受けている人	生活福祉資金貸付決定通知書(写)
雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証(写)
令和7年1月2日以降に尾道市に転入された人 (令和7年1月1日時点で住民登録がない人) ※世帯の中に対象者がいる場合も含めます。	前住所地の市町が発行する所得課税証明 (所得課税証明は、おおむね6月頃に交付が可能となります。申請受付期間中に申請書のみ提出し、6月以降に課税証明書を提出してください。)
★初めて申請する人	通帳の写し
★令和6年度受給者で口座を変更する人	(口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるものを添付してください。)

※ 上記以外の方は申請書のみ提出となります。

《申請についての注意事項》

- ※ 令和7年1月1日時点で尾道市に住民票を置く人で、勤務先から市に給与支払報告書の提出がある人・市に市県民税の申告をしている人・税務署で確定申告をしている人については、申請書のみ提出となります。所得がない場合でも市県民税の申告が必要です(世帯員に扶養されている人は除きます)。手続きが終了していないと審査ができません。申請前によくご確認いただき、必要な手続きを済ませてください。
- ※ 令和7年1月2日以降に尾道市に転入された方が世帯内にいる場合、所得課税証明の提出により審査を行うため、認定が通常より遅れる可能性があります。ご了承ください。
- ※ 令和6年度就学援助を受けていた人は、支給時に配布しております「支給明細書」で振込口座をご確認のうえ、申請書にご記入ください。

4 認定結果通知・支給方法

申請受付期間までに申請された人の判定結果は、6月上旬に児童生徒が在籍する学校を通じてお知らせします。

認定された場合、就学援助費を申請者(保護者)口座へ振り込みます(学校給食費・医療費を除きます)。支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。申請書で同意のうえ、申請してください。

5 援助の内容 (金額は令和6年度の年額です。)

※ 支給は月末払いです。

援助の内容		対象(認定種別)	支給学年	支給金額	支給時期	振込先	備 考	
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿舎等なもの)		準要保護	小1	13,230 円	年 3 回 (6 月・9 月・2 月)	申請者 口座	左記の金額を年 3 回(学期ごと)に分けて支給。年度途中の認定者については、月割の金額を支給。	
			小2～6	15,500 円				
			中1	25,040 円				
			中2～3	27,310 円				
校外活動費 (宿舎等なもの)		準要保護	小学生	上限 3,690 円	実施後 (年1回)	申請者 口座	交通費と見学科(入場料や飯盒炊さん費用等)が対象。	
			中学生	上限 6,210 円				
新入学児童生徒学用品費		準要保護	就学予定者 (新小1分)	57,060 円	3月(入学前)	申請者 口座	小学校入学前に別途申請が必要。	
			小6 (新中1分)	63,000 円	2月			
修学旅行費		要保護 準要保護	小6 中2	実 費	実施後	申請者 口座	修学旅行に要する経費が対象。 (支給制限あり)	
通学費		準要保護	全員	実 費	実施後	申請者 口座	片道の通学距離が、小学校 4 km以上、中学校 6 km以上ある者が、公共交通機関を使用した場合(特別支援学校は距離制限なし)。	
学校給食費		準要保護	全員	実 費	※デリバリー給食 9月・1月・3月		※デリバリー給食は保護者口座に支給。	
体育実技用具費		準要保護	中学生	柔道 上限 7,650 円 剣道 上限 52,900 円	実施後 (在学中(3年間)に1回のみ)	申請者 口座	授業のために必要な用具を購入した場合、左記の金額を限度として支給。	
医 療 費	疾 病	要保護 準要保護	全員	自己負担額 (保険優先)	医療券 交付	医療 機関	対象 疾病	・う歯 ・中耳炎 ・トラコーマ ・結膜炎 ・アデノイド ・白せん、かいせん、膿疱疹 ・慢性副鼻腔炎 ・寄生虫病
	通院費	要保護 準要保護	全員	自己負担額	受診後	申請者 口座		最寄りの医療機関と学校との距離が 4km以上で、公共交通機関を利用した場合。
	※ 教育委員会が発行した医療券を提出すれば、無料で受診できます。必ず受診前に学校へご連絡ください。 ※ ひとり親家庭等医療費助成制度又は子ども医療費助成制度との併用はできません。ご注意ください。							

* 要保護：生活保護世帯の児童生徒。

* 準要保護：要保護者に準ずる程度に困窮している世帯の児童生徒で、教育委員会が援助を必要と認めた児童生徒。

6 特別な支援を要する児童生徒の援助について

通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校の入学基準)に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは児童生徒が在籍する学校または教育指導課に設置しております「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。

7 認定後、手続きを必要とする場合

認定後、次の場合には、速やかに学校又は教育委員会へご連絡ください。

※ 申請書に記入した内容の変更が生じる場合(世帯員の増減や市内転居、保護者変更等)

※ 年度途中で、市外へ転出・転校する場合

※ 申請理由に該当しなくなる場合(児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した場合)

支給済みの就学援助費について、調整や返還が生じる場合があります。ご了承ください。

問い合わせ先

児童生徒が在籍する学校または尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へお気軽にご相談ください。

* 就学援助の申請は、中途申請も随時受け付けています。

中途申請をされる人は、毎月20日までに申請書に必要書類を添えて、児童生徒が在籍する学校へ提出してください。